

ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与について

資料 1

1 譲与の概要

譲与の相手方	朝霞和光資源循環組合
譲与の時期	令和7年2月
譲与する土地	和光市清掃センター及び旧ごみ焼却場等の土地 和光市下新倉6丁目5番4他19筆（道水路含む）計 14,195.60 m ²
譲与する建物	旧ごみ焼却場他 3棟 延べ床面積 計 1,203.80 m ²
譲与の理由	「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」（令和2年4月30日） 第12条第1項に基づき無償で譲渡する （ごみ共同処理を実施するにあたり、両市の資産を持ち寄る考え方）

朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書（抜粋）

（財産の取扱い）

- 第12条 既存のごみ処理施設に係る両市が所有する土地については、共同処理の実施にあたり組合に移管するものとし、均等割の考え方により両市が無償で組合に譲渡する。ただし、測量を実施の上、清算の必要がある場合には、両市で別途協議を行うものとする。
- 2 既存のごみ処理施設に係る建物及び設備機器等については、組合の設立後も両市が引き続き所有し、管理運営を行うものとする。
- 3 既存のごみ処理施設の用途廃止後は、組合に財産を移管し、組合の事業として解体を行うものとする。

2 土地譲与に際して取り交わす書類

名 称	内 容	締結相手方
ごみ処理施設整備・運営事業に伴う土地の譲与に係る要望について	財産の移管手続きを行うことの要望を資源循環組合から構成市に依頼するもの	
ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書 資料3	構成市の土地・建物を組合に譲渡する協定。共同処理終了後の扱いも記述	朝霞市・組合
市有財産譲与契約書	清掃センターの土地及び旧ごみ焼却場等の土地及び建物を組合へ譲与する	組合
土地使用貸借契約書	清掃センターの土地を無償で借り受ける。ごみ広域処理施設運営開始までの期間	組合

3 今後の予定

- 令和6年12月 和光市議会で市道廃止議案の提出
- 令和7年2月 朝霞和光資源循環組合で事業契約締結議案の提出
ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書締結
市有財産譲与契約書締結
土地使用貸借契約書締結

和光市清掃センター周辺配置図



ごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書

令和2年4月30日に締結した「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書」第12条に規定する既存のごみ処理施設（以下「既存のごみ処理施設」という。）について、朝霞市（以下「甲」という。）、和光市（以下「乙」という。）、及び朝霞和光資源循環組合（以下「丙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（財産の譲渡）

第1条 既存のごみ処理施設が設置されている甲及び乙が所有する土地並びにごみ広域処理施設建設用地内に乙が所有する道路及び水路（以下「土地」という。）については、丙に譲渡するものとし、甲及び乙はそれぞれの所有地に対して責任をもって必要となる手続を行うものとする。ただし、丙はごみ広域処理施設整備事業において、乙から譲渡された道路及び水路の付け替えとなる公共施設を整備し、開発行為等が終了した時点で乙に寄附採納するものとする。

2 既存のごみ処理施設に係る建物及び設備機器等（以下「建物等」という。）については、その用途を廃止するまでの間、甲及び乙が引き続き所有し、管理運営を行うものとする。

3 前項の規定に基づく管理運営にあたっては、甲及び乙は丙との間にそれぞれ土地使用貸借契約を締結するものとする。

4 甲及び乙は、建物等の用途を廃止したときは、必要となる手続及び残留物品等の廃棄を行った上で、丙に建物等を譲渡し、丙が解体事業を行うものとする。ただし、解体事業に着手しない合理的な理由がある場合には、当該建物等を所有していた甲または乙が引き続き管理を行うものとする。

（準備行為）

第2条 土地については、あらかじめ甲及び乙の責任において境界確認を行い、丙への譲渡後に問題が発生しないよう必要な対応を図るものとする。

（土地の範囲）

第3条 土地の内訳は、別表に示すとおりとする。

（譲渡時期）

第4条 土地の譲渡時期は、令和7年2月 日とする。ただし、やむを得ない事情により当該譲渡時期に譲渡を行うことができない場合においては、甲または乙は、丙との間で別に譲渡時期を定めることができる。

（譲渡方法）

第5条 譲渡方法については、甲及び乙の条例に基づき、無償譲渡とする。

（共同処理終了後の取扱い）

第6条 甲及び乙が丙に譲渡した土地については、その内訳をもって丙が適正に管理し、将来、共同処理が終了した場合は、その内訳をもって甲及び乙に返還するものとする。

2. ごみ広域処理施設整備事業を行うにあたり、甲乙の負担により丙が取得した土地については、取得時の負担割合をもって清算するものとする。ただし、ごみ広域処理施設の整備に係る開発行為等に伴い、甲または乙に寄附採納した土地は、当該土地を考慮し、その額を算定するものとする。

(土壤汚染対策)

第7条 甲及び乙が丙に譲渡した土地について土壤汚染が判明した場合において、当該汚染の除去及び当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（モニタリングを含む。）を講ずる必要が認められたときには、甲または乙が使用していた従前の廃棄物処理施設に由来しないことが明らかである場合を除き、甲または乙がその費用を負担するものとする。ただし、丙が整備するごみ広域処理施設に由来するものはこの限りでない。

(その他)

第8条 本協定書に定めのない事項及び協定事項について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙の3者で協議の上、決定するものとする。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、3者において記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

朝霞市本町1丁目1番1号
甲 朝霞市
朝霞市長 富岡 勝則

和光市広沢1番5号
乙 和光市
和光市企画部長 大野 久芳
(職務代理者)

和光市広沢1番5号
丙 朝霞和光資源循環組合
管理者 柴崎 光子

別表（第3条関係）

1 朝霞市クリーンセンター

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	387 番 1	宅地	4,973.59	13,313.07
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 45	宅地	6,222.14	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 47	宅地	305.38	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 48	畑	83	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 50	畑	10	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 69	宅地	756.42	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 70	宅地	256.76	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 73	宅地	279.90	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 84	畑	0.76	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	390 番 85	宅地	3.30	
朝霞市大字浜崎字新河岸川通	387 番 48	宅地	421.82	

2 和光市清掃センター

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市下新倉六丁目	5 番 4	宅地	5,563.32	5,563.32

3 和光市旧ごみ焼却場

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市新倉八丁目	2592 番 3	宅地	697.02	6,172.25
和光市新倉八丁目	2592 番 1	宅地	1,156.27	
和光市新倉八丁目	2595 番 3	宅地	1,709.37	
和光市新倉八丁目	2570 番 1	雑種地	420	
和光市新倉八丁目	2570 番 2	雑種地	112	
和光市新倉八丁目	2570 番 3	雑種地	38	
和光市新倉八丁目	2569 番 1	雑種地	548	
和光市新倉八丁目	2569 番 2	雑種地	477	
和光市新倉八丁目	2569 番 3	雑種地	1,004	
和光市新倉八丁目	2574 番 4	宅地	10.59	

4 和光市道路

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市新倉八丁目	2540 番 3	公衆用道路	2.01	1,638.03
和光市新倉八丁目	2609 番 2	公衆用道路	2.02	
和光市新倉八丁目	2555 番 2	公衆用道路	347	
和光市新倉八丁目	2600 番 7	公衆用道路	574	
和光市新倉八丁目	2567 番 1	公衆用道路	713	

5 和光市水路

所 在	地 番	公簿地目	公簿地積 (㎡)	
和光市新倉八丁目	2566 番 5	用悪水路	276	822
和光市新倉八丁目	2566 番 4	用悪水路	46	
和光市新倉八丁目	2567 番 2	用悪水路	94	
和光市新倉八丁目	2605 番	用悪水路	406	

(各市内訳)

区 分		公簿地積 (㎡)	
朝霞市	クリーンセンター	13,313.07	13,313.07
和光市	清掃センター	5,563.32	14,195.6
	旧ごみ焼却場	6,172.25	
	道路及び水路	2,460.03	